

住宅販売瑕疵担保保証金の供託及び住宅販売瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について
の届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第12条第1項の規定により、下記のとおり
届け出ます。

(元号) ○ 年 4 月 20 日

届出時の免許証番号 ○○県(○)第○○○○号
商号又は名称 霞ヶ関不動産株式会社
郵便番号 ○○○-○○○○
主たる事務所の所在地 ○○県○○市○○町○○丁目○番○号
氏名(法人にあつては、
代表者の氏名) 国土 太郎
電話番号 ○○○-○○○-○○○○
ファクシミリ番号 ○○○-○○○-○○○○

(免許行政庁あて)
○○地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
○○都道府県知事

殿

記

1 基準日 (元号) ○ 年 3 月 31 日

2 住宅販売瑕疵担保保証金の供託について

2 は供託を行った住宅について記載します。

2-1 1の基準日前1年間に引き渡した販売新築住宅について

(1) 販売新築住宅(その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅
又は令第7条第1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

供託に係る新築住宅の戸数(5.5㎡以下と共同分譲の戸数を除く)を記載

イ 800

(2) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅(令第7条第
1項に規定する販売新築住宅を除く。)の戸数

床面積5.5㎡以下の戸数(共同分譲の戸数を除く)を記載

ロ 60

②法第11条第3項の算定特例適用後の戸数(ロ × 0.5)

ハ 30

- (3) ①令第7条第1項に規定する販売新築住宅（その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅を除く。）の戸数

共同分譲の戸数（床面積5.5㎡以下の戸数を除く）を記載 ニ 137

- ②令第7条第2項の算定特例適用後の戸数 ※行が足りない場合は追加して下さい。

令第7条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	令第7条第2項の算定特例適用前の戸数	令第7条第2項の算定特例適用後の戸数
3/5 負担割合ごとの合計戸数を記載	77	46.20
1/2	60	30.00
特例の適用前戸数 × 自社の瑕疵負担割合		0.00
合計戸数	ニ 137	ホ 76.20

自社の負担割合を記載百分率の場合は「〇%」と記載

- (4) ①その床面積の合計が令第6条に定める面積以下の販売新築住宅であって、かつ、令第7条第1項に規定する販売新築住宅であるものの戸数

ヘ 200

- ②法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用後の戸数

令第7条第1項の書面に記載された2以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合	法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用前の戸数	法第11条第3項及び令第7条第2項の算定特例適用後の戸数
3/4 負担割合ごとの合計戸数を記載	80	30.00
1/2	120	30.00
特例の適用前戸数 × 自社の瑕疵負担割合 × 0.5		0.00
合計戸数	ヘ 200	ト 60.00

- (5) 住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ 966.20

- 2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅販売瑕疵担保保証金の算定の基礎となる販売新築住宅の合計戸数

リ 3050.10

[1の基準日前10年間に届け出た戸数（本様式「チ」の合計）] + [今回の届出書「チ」に記載する戸数] を記載

- 2-3 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

262,004,000 円

- 2-4 金銭の供託

当該基準日までに供託した全てについて記載（2-5と2-6も同じ）

※行が足りない場合は追加して下さい。

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
〇〇 法務局	(元号)〇年〇月〇日	第 〇〇〇 号	176,000,000 円
〇〇 法務局	(元号)〇年〇月〇日	第 〇〇〇 号	74,000,000 円
		第 号	円
		(計)ヌ	250,000,000 円

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託 ※行が足りない場合は追加して下さい。

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
〇〇 法務局	(元号)〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第〇回	312~332	20	10万円券	2,000,000	100%	2,000,000円
〇〇 法務局	(元号)〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第〇回	105~125	20	10万円券	2,000,000	90%	1,800,000円
〇〇 法務局	(元号)〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第〇回	83~133	50	20万円券	10,000,000	80%	8,000,000円
								(計)		(計) ル
								14,000,000		11,800,000円

国債証券 100%

地方債証券・政府保証債 90%

上記以外 80%

※割引債で供託の日から償還期限までの期間が五年を超えるものの場合、発行価額に、別記様式により算出した額を加えた額を額面金額とし、上記割合を乗ずる

(別記算式)

$$\frac{\text{額面金額} - \text{発行金額}}{\text{発行の日から償還の日までの年数}} \times (\text{発行の日から供託の日までの年数} + 4)$$

2-6 振替国債の供託 ※行が足りない場合は追加して下さい。

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
〇〇 法務局	(元号)〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇〇〇	5,000,000 円
				円
				円
				(計) ヲ
				5,000,000 円

2-7 1の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ヌ+ル+ヲ = 266,800,000 円

3 は保険に加入した住宅について記載します。

3 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅販売瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
住宅保証機構	200
ハウスジーマン	165
ハウスプラス住宅保証	0
合計戸数	365

(注意!) 今回の届出が0戸の場合

0戸証明書が発行されている場合、0と記載するとともに、証明書発行元の保険法人も記載してください。 ※0戸証明書の添付は不要です。

4 1の基準日前1年間に自ら売主となる売買契約に基づき買主に引き渡した新築住宅の合計戸数

「イ」+「ロ」+「ニ」+「ヘ」+「3」の合計戸数

1,562

注1 「販売新築住宅」とは、法第11条第2項に規定する販売新築住宅をいう。

注2 「販売瑕疵負担割合」とは、令第7条第1項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。

注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。

注4 2-2の合計戸数の記載に当たり、1の基準日前10年間に届け出た本様式のチの値を合算して算出したものを記載するものとする。

注5 2-5の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するも

のとする。

注6 3の「保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付した新築住宅」は「保険証券又はこれに代わるべき書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を買主に提供した新築住宅」を含む。